

2018年4月20日

文部科学大臣
林 芳正 様

全国学校事務労働組合連絡会議
議長 佐野 均

学校労働者の労働条件等改善に関する春季要望書

下記に要望を提示いたしますので、回答をよろしくお願いします。

記

1. 学校現場の臨時的任用職員の労働条件改善等について

総額裁量制が導入されて以後、学校現場の臨時的任用職員の数は増え続け、教職員定数の約3割が臨時的任用または講師などでまかなわれているが、自治体により労働条件は様々である。学校事務職員については、定数を割り込む「欠員」も増えている。地方公務員法の改正により、2020年4月から「会計年度職員」の制度が導入されるが、まだ実像が十分に見えてこない中で様々な評価や危惧が生じている。

- ・ 各都道府県等における臨時的任用職員（教員、栄養職員、事務職員）の給与格付け、給与上限、勤務時間、社会保険適用、年次休暇付与、任期と任期の間の空白期間の実態を調査し、都道府県及び政令指定都市の教育委員会に労働条件改善を指導すること。

2. 市費移管後の政令市の学校事務職員制度維持について

政令指定都市への給与費移管に伴い、教育環境や学校職員の労働条件について格差が生じている。とりわけ学校事務職員については、全市的合理化の対象に組み込まれ、一般行政職との任用一本化や定数削減、給与格付けの引き下げ、センター化、外注化・非常勤化等、学校事務職員制度そのものの解体が危惧される。またこれまでフルタイム勤務・月額給の臨時的任用職員であったものが、非常勤職員・アルバイト雇用に転換された指定都市が複数あり、国庫負担制度も無視する状況になっている。

- ・ 欠員補充や産育休代替等、教員と同様の臨時的任用職員制度を保障するよう政令市を指導すること。

3. 「学校における働き方改革」について

昨年、文部科学大臣の諮問を受け中教審に「学校における働き方改革特別部会」が設置され、現在検討が進められている。しかしこれまでの議論や緊急提言、中間まとめ、文科省通知を見るに、長時間・過重労働の解消は不十分なものとど

まる一方で、事務職員への業務移譲による負担増や非正規雇用の増大、学校現場への管理強化といった負の影響ばかりがもたらされかねないと懸念している。

- 事務職員への業務移譲や共同学校事務室の活用を促す通知を撤回するとともに、事務職員の標準職務モデル案作成にあたっての現状認識と方向性を明らかにすること。

4. 「共同実施」の方向性について

東京都で推進されている共同実施は1校1人の事務職員が確保されておらず、7校あたり4人の割合となる人員削減が行われ、学校現場は非常勤職員のみとなっており、文科大臣答弁や国会の付帯決議にも反するものとなっている。

さらに東久留米市においては学校現場の非常勤職員をも民間委託化する検討がなされている。

- 東京都が共同実施によって学校現場の事務職員配置を非常勤職員化しないよう厳しく指導すること。学校現場の事務職員を民間委託する施策を認めないこと。